第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項	第百四十条の二第一項及び第百四十九条第二項の項
第四条の十第五項の表第百五十五条の十八の二、第百五十五条の二十六第二項及び第百五十五条の三十六第二項の項	第四条の十第五項の表第百五十五条の三十六第三項の項
第四条の十第五項の表第百五十五条の三十六第三項の項	第四条の十第五項の表第百五十五条の四十第一項の表第二項の項
第四条の十第五項の表第百五十五条の四十第一項の表第二項の項	第四条の十第五項の表第百五十五条の四十五の二第一項の項
第四条の十第五項の表第百五十五条の四十五の二第一項の項	第四条の十第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イの項
第四条の十第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項	第四条の十第五項の表第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項

に、「第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項」を「第百四十条の二第一項及び第百四十九条第二項の項」に、

第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項	第百四十条の二第一項及び第百四十九条第二項の項
第四条の十第五項の表第百四十八条第三項の項の項	第四条の十第五項の表第百四十九条第三項の項の項

を

第百四十条の二第一項及び第百四十八条第二項の項	第百四十条の二第一項及び第百四十九条第二項の項
第四条の十第五項の表第百四十八条第三項の項の項	第四条の十第五項の表第百四十九条第三項の項の項

特別措置法	租税特別措置法（租税特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）
令	法
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
税特別措置	法（租税特別措置法第三十三条第一項（特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法）
第百一	第百の
施行令	施行令
租税特別措置法	租税特別措置法
第百一	第百の
施行令	施行令
租税特別措置法	租税特別措置法
第百一	第百の四十
施行令	租税特別措置法
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法